

平成 28 年度

# 国保 当初予算額

保険課 ☎ 1116

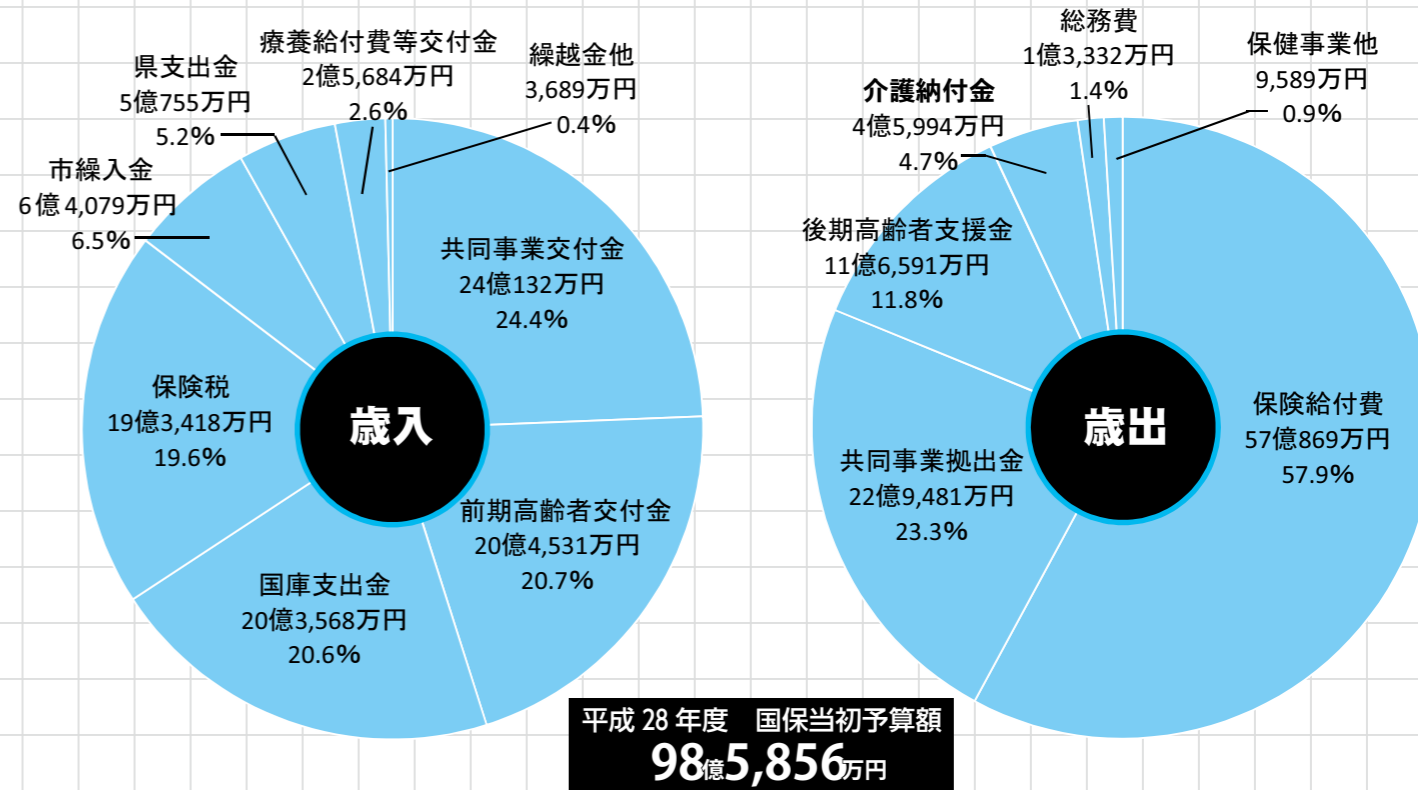


## 当初予算状況

歳入歳出ともに前年度より約 3 億 7 千万円、3.6% 減額しています。これは、高齢化等により国保加入者が減少傾向にあるため、保険給付費の減額や保険料の減収を見込んでいることによりです。また、退職者医療制度の廃止により、社会保険診療報酬支払基金から交付される療養給付費等交付金の大幅な減額も影響しています。

## 国保財政は厳しい状況

平成 27 年度は、国保加入者が減少しているにも関わらず、高額な新薬が認可された影響により、保険給付費が著しく増加しています。国保財政は平成 28 年度もかなり厳しい状況が続くと考えられます。国保加入者のみなさんには、積極的な健康づくりによる健康増進と医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。



《用語解説》  
 ● 保険給付費：国保加入者が支払う一部負担金を除いて、保険者が医療機関に支払う費用  
 ● 療養給付費等交付金：退職被保険者等の医療費等を賄うために社会保険診療報酬支払基金から支払われる交付金  
 ● 共同事業拠出金・交付金：国保財政の安定化を図るため、県内市町村国保が医療費の実績等に応じて拠出金を出し合い、実際に医療費が発生した時には国の基準に基づいた交付金が交付される制度  
 ● 前期高齢者交付金：前期高齢者（65歳～74歳）にかかる保険給付費等について、国民健康保険と社会保険の財政負担の不均衡を調整するための交付金  
 ● 国庫支出金：国民健康保険事業を運営する市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用の一部を国が負担する負担金・交付金  
 ● 後期高齢者支援金：75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金  
 ● 介護納付金：40歳から64歳までの国保加入者から徴収し介護保険に納付する介護保険料

## 医療費が高額になったときは

- 高額療養費  
 同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、**限度額を超えた分を高額療養費として支給**します。  
 ※限度額は年齢や世帯の所得に応じて異なります。該当者には申請のお知らせを送付します。送付時期は早くても診療月の3か月後になります。
- 入院・高額通院の場合  
 事前に「限度額適用認定証」を交付申請し、医療機関窓口で提示することで、**医療機関ごと、1か月の窓口負担が限度額まで**になります。  
 ※70歳～75歳未満で住民税課税世帯の人は申請不要。
- 特定疾病の場合  
 人工透析を必要とする慢性腎不全など、長期的に高額な治療を必要とする特定疾病の人は、事前に「特定疾病療養受療証」を交付申請し、医療機関窓口で提示することで、**医療機関ごと、1か月の窓口負担が1万円まで**になります。  
 ※慢性腎不全で70歳未満の上位所得者の窓口負担は2万円までとなります。
- 高額医療・高額介護合算療養費  
 年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えたときに、申請して認められると、**超えた分を高額介護合算療養費として支給**します。  
 ※該当者には1月下旬に申請のお知らせを送付する予定です。



## 国保加入者を対象とした事業

- 人間ドック助成  
 対象 次の要件を全て満たす人（世帯）  
 ① 6か月以上継続して国保に加入している人  
 ② 35歳以上の人  
 ③ 保険税を完納又は完納見込みの世帯  
 ④ 市の特定健康診査を受診しない人  
**助成額 2万円**  
 ※受検料が2万円以下の場合は同額を助成します。市の特定健康診査を受診した人は、同じ年度内に人間ドック助成金の交付は受けられません。
- 出産育児一時金支給制度  
 国保加入者が出産したときに支給します。  
**助成額 40万4千円**（子ども1人につき）  
 ※産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、42万円を支給します。職場の社会保険等に1年以上加入していた国保加入者が退職後6か月以内に出産した場合は、その社会保険等へ申請してください。
- 葬祭費支給制度  
 国保加入者が死亡したとき葬祭を行った人に支給します。  
**助成額 5万円**  
 ※他の社会保険等に加入していた人が退職後3か月以内に死亡した場合は、その社会保険等へ申請してください。

## ■ 保険証が変わったときは早めに届出を

国保加入者が新たに職場の健康保険などの社会保険に加入した場合、国保の脱退手続きが必要です。手続きをしないと、国民健康保険税と社会保険料の**二重払い**が生じてしまいます。また、社会保険証が手元に届いていなくても、社会保険の資格取得日以降に国民健康保険証を使用した場合、医療費の国保負担分（一部負担金を除く7割から9割分）を**後日返還**してもらうことになります。

- 手続き方法  
 ▶ 窓口の場合…保険課（市役所1階）又は市民福祉課（アスピアこだま内）に、社会保険証と国民健康保険証を持参  
 ▶ 郵送の場合…国保を脱退する全員分の社会保険証のコピーと国民健康保険証（原本）を同封し、コピーの余白に「平日窓口に行けないため郵送で脱退手続きしたい」旨と昼間の連絡先、住所、氏名を記入し押印して保険課宛に郵送

## ■ 新しい保険証を郵送しました

10月1日から使用する新しい国民健康保険証（ピンク色）を、9月中旬に「簡易書留郵便」で送付しました。届かない場合は最寄りの郵便局又は担当課へお問い合わせください。  
 ※保険税を滞納している一部の世帯には、納税相談の後にお渡ししますので、郵送はしていません。

- 問い合わせ先  
 ▶ お住まいが本庄地域の保険課 ☎ 1116  
 ▶ お住まいが児玉地域の市民福祉課 ☎ 1333



## ポイント貯めて賞品をゲット はにぼんチャレンジ 2016

健康で元気な生活ができる「健康寿命」を延ばすサポートをします。市主催・共催の健康づくり事業、特定健診・人間ドック、がん検診等に参加してチャレンジポイントを集めると、市内の協力店等で賞品と交換できます。グループでの自主的な健康づくり活動もポイントの対象になります。ポイント手帳は市役所、アスピアこだま、保健センター、公民館などの公共施設等で配布しています。※今年度から20歳以上の全市民が対象になりました。

